令和８年（フ）第４２８号
鹿児島市希望ヶ丘町13番１号　ワイズビレッジ１号棟205号
債務者　チャウラガイ絹子
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４８８号
鹿児島市桜ヶ丘７丁目６番地２　住宅型有料老人ホームひびき秋桜館、前住所鹿児島市小松原二丁目17番21―304号
債務者　中原　節子
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第５４８号
愛知県刈谷市東境町堀池６番地１　ソシアルセイワ東境402号
債務者　細野美穂子
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５６４号
愛知県岡崎市末広町12番地４　サンブライト末広105
債務者　藤原　政廣
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５７２号
愛知県豊田市常盤町１丁目103番地３　セザール豊田307号、旧住所愛知県豊田市大林町10丁目24番地５　グランソレユ大林203号
債務者　久保向俊之
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２４３号
沖縄県沖縄市知花４丁目14番18号　Ｌ90
債務者　我如古　武
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１８４９号
東京都町田市藤の台３丁目３番２―205号
債務者　守友憲次郎
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８５８号
東京都八王子市大和田町４丁目４番19号ｃａｄｄｙ大和田107号
債務者　渡邉　　忍（旧姓斉藤）
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８７１号
東京都東村山市萩山町３丁目17番地萩山町３丁目アパート８―202
債務者　髙橋　由紀
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８７２号
東京都東村山市萩山町３丁目17番地萩山町３丁目アパート８―202
債務者　髙橋マチ子
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６１０号
静岡市清水区新富町12番５号
債務者　野田　晶仁
１　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６１６号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番６―1508号
債務者　谷山陽子こと　ＫＡＮＧ　ＹＡＮＧＪＡ（康陽子）
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６２２号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目３番５―203号、前住所兵庫県尼崎市栗山町１丁目23番32―109号
債務者　中村はづき
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６５８号
兵庫県西宮市甲子園口３丁目10番７―603号、前住所兵庫県西宮市今津社前町１番11―508号
債務者　春山在善こと　宋　　在善
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１１９号
北海道苫小牧市柏木町６丁目８番20号　コーポフルベースＤ205号、前住所北海道苫小牧市澄川町５丁目５番９号　グランド澄川１―Ｂ
債務者　篠島　尚史
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第１２３号
北海道苫小牧市山手町１丁目９番２―101号
債務者　久保　貞行
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部